

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年5月18日 08時50分ごろ
発生場所	大分県杵築市守江港住吉浜南方沖 守江港灯標から真方位111° 730m付近 (概位 北緯33° 24.4′ 東経131° 40.0′)
事故の概要	作業船高漁丸は、西進中、また、プレジャーボートしろはなは、 漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年5月23日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 作業船 高漁丸、0.4トン 294-10603大分、個人所有 B プレジャーボート しろはな、5トン未満（長さ4.31m） 249-16377大分、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 重傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部船底外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、水質調査員3人を乗せ、調査を いったん中断して守江港灘手地区に戻るため西進中、船長Aが、前方 にB船を認めたものの、まだ避けるまで時間があるものと思い、顔を 下に向けて足で作業用ロープを整理していたところ、B船に衝突し た。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を南方に向けて右舷方を向 いて釣りをしながら漂泊中、船長Bが、左舷方至近にA船を認め、立 ち上がって大声を出したものの、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、前路にB船を認めたものの、まだ避けるまで時 間があるものと思い、顔を下に向けて足で作業用ロープを整理し、B 船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中 のB船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、右舷方を向いて釣りをしている周囲の見張りを行 っていなかったことから、左舷方至近となるまでA船に気付かず、 A船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、A船が西進中、B船が漂泊中、船長Aが見張りを適切に行わず、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。